

公益財団法人立山カルデラ砂防博物館役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び公益財団法人立山カルデラ砂防博物館定款（以下「定款」という。）第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 定款第14条及び第30条に定めるとおり、監事及び常勤の理事に対してのみ報酬等を支給するものとし、非常勤の理事及び評議員に対して報酬等は支給しないものとする。ただし、監事が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職の公務員の場合には支給しない。

2 監事及び常勤の理事に対して支給する報酬等は、報酬のみとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の額)

第3条 常勤の理事及び監事に支給する報酬の額は、別表1の額の範囲内とする。

2 常勤の理事及び監事に対する報酬の支給の基準は、別表2のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の支給の時期は、毎月15日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、公益財団法人立山カルデラ砂防博物館事務局職員給与規程第7条の規定に準じて支給する。）とする。

2 監事に対する報酬の支給の時期は、職務に従事した日の属する月の末日とする。

3 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第6条 役員等がその職務の執行に要する交通費等の費用は、その実費を支給する。

2 常勤の理事には、通勤に要する交通費として、通勤手当を支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1(第3条第1項関係)

役職名	年間報酬総額
専務理事	3,000,000円
監 事	150,000円

ただし、第6条に定める費用弁償のための支給額は含まない。

別表2(第3条第2項関係)

役職名	報酬の額の算定方法
専務理事	月額 250,000円の範囲内で理事会において、決定する。
監 事	監事が会計監査の職務に従事したときは、1日につき、3万円、理事会及び評議員会に出席したときは、1日につき、1万円を支給する。

ただし、第6条に定める費用弁償のための支給額は含まない。